

○財務省告示第三百十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年十月九日

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第四百四十六回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運用に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二十四条第一項並びに特別
會計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十五年九月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成四十五年九月二十日	る利子を支払う。
					いて、その日以前六月間に属す
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎年三月二十日及び九月二十
					子の
					第二期
					第二期